

令和3年9月24日

法学部生・法学部開講科目履修者の皆さんへ

2021年度後期 法学部授業方針について

法学部長 角 松 生 史

2021年9月現在、新型コロナウイルス感染症の流行は続き、第5波とされる状況で緊急事態宣言が発令されています。他方で、希望する教職員・学生に対しては、重症化を抑制するとされるワクチン接種が一定程度進んでいる状況です。このような中で、2021年度後期3Q・4Qを迎えることになり、不透明感は続きますが、以下のようなかたちで授業方針を設定致しました。

兵庫県の要請では、「ワクチン接種の進捗状況等を踏まえつつ、引き続き感染防止の徹底を図るため、オンライン授業を積極的に活用」とされています。神戸大学においても教職員・学生のワクチン接種が一定程度進んでいることを踏まえつつ、法学部では、ゼミや外書講読・応用研究などの少人数講義とクラスの規模が小さい一部の講義について原則として対面での授業を実施し、それ以外の比較的クラスの規模が大きい講義については遠隔での授業を実施します。また、全ての講義で、原則として試験は対面で実施します。

ただし、これはあくまでも原則であり、少人数講義であっても遠隔で実施されるものもあります。また、対面で実施される少人数講義についても、講義によって遠隔で参加したいという学生への対応が異なる可能性があります。これらの点については、講義ごとに説明がありますので、シラバスのほかBEEFやGoogle Classroomなどを通じて確認してください。

対面授業のために登校する学生については、ご自身の感染予防と他の教職員・学生への感染を防ぐために、マスク（不織布マスクが望ましい）の着用をお願いします。正当な理由なしにマスク着用を拒絶する人には退出を求めることがあります。また、大学でワクチンを接種していない学生のみなさんには、お住まいの地域でのワクチン接種を強く推奨します。

学期中に、緊急事態宣言あるいはそれより厳しい宣言が発令されている場合、ワクチン接種の終わった教職員・学生については重症化の懸念は少なくなっていますが、社会的には医療資源の不足などのために人流抑制への協力が求められる状況が想定されます。そのような状況では、試験については原則として対面を維持しますが、授業については遠隔で実施する可能性があります。なお、10月1日時点で緊急事態宣言が解除されていなければ、遠隔で実施をします。

学生のみなさんには、新型コロナウイルス感染症の流行の中でご不便をおかけし大変申し訳ありませんが、引き続きご協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。